

京都市物品会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第199号

京都市物品会計規則の一部を改正する規則

京都市物品会計規則の一部を次のように改正する。

別表第2総務局の項中「行政改革係長」を「調査係長」に、

「

職 員 研 修 所	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
-----------	-------------------------

を

」

「

職 員 研 修 セ ン タ ー	企 画 係 長
-----------------	---------

に改め、

」

「

同表環境局の項中

循環型社会推進課	減 量 推 進 係 長
----------	-------------

を削り、

」

「

事 業 部	まち美化推進課	管 理 係 長
	廃棄物指導課	規 制 係 長

を

」

「

循環型社会推進	循 環 企 画 課	調 査 係 長
---------	-----------	---------

部	まち美化推進課	管 理 係 長	に,
	廃棄物指導課	規 制 係 長	

」

「施設部」を「適正処理施設部」に改め、同表文化市民局の項中

「

文 化 部	庶 務 課	庶 務 係 長	を
	文 化 課	企 画 係 長	
	文化財保護課	管 理 係 長	

」

「

共同参画社会推 進部	文化市民総務課	庶 務 係 長	に,
	男女共同参画推進課	企 画 係 長	
	勤労福祉青少年課	青 少 年 係 長	

」

「

共同参画社会推 進部	男女共同参画推進課	企 画 係 長	を
	勤労福祉青少年課	青 少 年 係 長	

」

「

文化芸術都市推 進室	文化芸術企画課	企 画 管 理 係 長	に,
	文化財保護課	管 理 係 長	

」

「

元 離 宮 二 条 城 事 務 所	庶 務 係 長
埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー	所 長 補 佐 又 は 副 所 長

を

」

「

元 離 宮 二 条 城 事 務 所	庶 務 係 長
-------------------	---------

に改め、

」

「

同表都市計画局の項中

都 市 計 画 課	調 査 係 長
交 通 政 策 課	庶 務 を 担 当 す る 担 当 課 長 補 佐 又 は 担 当 係 長

を

」

「

都 市 計 画 課	調 査 係 長
-----------	---------

に、「事務係長」を「指

」

導係長」に、

「

建 築 指 導 部	指 導 課	調 査 係 長
	審 査 課	庶 務 を 担 当 す る 担 当 課 長 補 佐 又 は 担 当 係 長
	監 察 課	庶 務 を 担 当 す る 担 当 課 長 補 佐 又 は 担 当 係 長

を

」

「

建 築 指 導 部	指 導 課 調 査 係 長
-----------	---------------

に、

住 宅 室	住 宅 政 策 課	調 査 係 長
	すまいまちづくり課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住 宅 建 設 課	事 業 推 進 係 長
	住 宅 改 善 課	保 全 係 長
	住 宅 管 理 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住 宅 保 全 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

交 通 政 策 室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長	
住 宅 室	住 宅 政 策 課	調 査 係 長
	管 理 指 導 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	すまいまちづくり課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
	住 宅 整 備 課	事 業 推 進 係 長

に改め、

同表伏見区役所醍醐支所の項中「及び支援保護課」を「支援課及び保護課」に改

「  
め、同表消防局の項中

企 画 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
-------	-------------------------

を

「

企 画 課	企 画 係 長
-------	---------

に、

「

予 防 部	予 防 課	予 防 係 長
	指 導 課	設 備 係 長

を

「

予 防 部	予 防 係 長
-------	---------

に、

「

指 令 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長
装 備 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

「

調 査 課	調 査 係 長
指 令 課	指 令 係 長

に、

装 備 課	装 備 係 長
-------	---------

」

「

教 養 課	管 理 係 長
研 究 課	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

を

」

「

教 養 課	教 養 管 理 係 長
研 究 課	研 究 係 長

に改め、同表教育委員会事

」

務局の項中「総務課庶務係長」を「庶務係長」に、

「

教育環境整備室及び 京都御池中学校・複 合施設建設室	教育環境整備室管理防災 係長
----------------------------------	-------------------

を

」

「

教育環境整備室	計 画 調 整 係 長
---------	-------------

に、

」

「

学校指導課、スチュ ーデントシティ・フ	
------------------------	--

アイナンスパーク開 設準備室, 下京中学 校教育企画推進室, 工業高校改革推進室 及び音楽高校改革推 進室	中 等 教 育 係 長
----------------------------------------------------------------------	-------------

を

「

学校指導課, スチュ ーデントシティ・フ ァイナンスパーク開 設準備室, 下京中学 校教育企画推進室, 工業高校改革推進室 及び音楽高校改革推 進・建設室	中 等 教 育 係 長
教 員 養 成 支 援 室	庶務を担当する担当課長 補佐又は担当係長

に, 「生徒指導課育成指導

係長」を「相談支援係長」に改め, 同表教育委員会の所管に属する教育機関の項中  
 「企画事業課企画総務係長」を「生徒指導課相談支援係長」に, 「右京中央図書館  
 建設室」を「右京中央図書館開設準備室」に改める。

#### 附 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

(会計室)